

岩手県告示第185号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間
県道	平泉停車場中尊寺線	西磐井郡平泉町平泉字志羅山6番1地先から鈴沢10番3地先まで 西磐井郡平泉町平泉字衣関1番10地先から坂下4番7地先まで